

第17回みえる輪ネット

学校で働く看護師の役割について ～子どもの学びを支える看護の専門性を中心に～

医療法人財団はるたか会Nurse Fightプロジェクト担当
看護師 植田陽子 Yoko Ueda

学校に看護師が必要とされる理由

文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm

別 添

学校における医療的ケアの今後の対応について

文 部 科 学 省

平成 31 年 3 月 20 日

はじめに

医療技術の進歩等を背景として、や経管栄養等の医療的ケアが日常的という。)が増加する中、各教育委員会において勤務を受けざる機会を確保する

2. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方

医療技術の進歩等に伴い、学校で求められる医療的ケアの内容は、必ずしも特定行為に限らず、医師や看護師等でなければ対応できないケアが多い。また、医療的ケアとともに健康状態の管理に特別な配慮を要する者も少なくない。このため、教職員が認定特定行為業務従事者としての研修を受けた場合であっても、看護師等がいつでも対応できる環境を必要としている。また、最近では、児童生徒等に必要とされる医療的ケアの内容が、より熟練を要し、複雑化している状況にある。

このような学校の実態を踏まえれば、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うことが必要である。また、各学校においては、看護師等を中心に教職員等が連携協力して医療的ケアに当たることが必要である。

医療的ケア児支援法は2年め

令和3年6月18日

各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
小中高等学校を設置する学校
設置会社を所轄する構造改革
特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
厚生労働省医政局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20210924-mxt_tokubetu01-000007449_1.pdf

(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)」(以下「法」という。)は令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日(公布の日から起算して3月が経過した日)から施行されることである。

法の目的及び概要は下記のとおりであるので、管内区市町村・教育委員会・関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、法の運用に遺憾のないようにご配慮願いたい。

**医療的ケア児及びその家族
に対する支援に関する法律
＝医療的ケア児支援法**

4 保育所の設置者等の責務について（第6条関係）

保育所の設置者、認定こども園（保育所又は幼稚園であるものを除く。以下同じ。）の設置者及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

また、放課後児童健全育成事業を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

5 学校の設置者の責務について（第7条関係）

学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

医療的ケア児支援法

文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20210924-mxt_tokubetu01-000007449_1.pdf

用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

2 教育を行う体制の拡充等について（第10条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(2) 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(3) 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の略称吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

3 日常生活における支援について（第11条関係）

学校看護師になる講習会ってある？

学校で医療的ケアを実施する看護師等について「医療的ケア看護職員」として法律に明記されました。

(1) 医療的ケア看護職員について

小学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。以下同じ。）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）の療養上の世話又は診療の補助に従事する医療的ケア看護職員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「施行規則」という。）第65条の2関係）。

3文科初第861号
令和3年8月23日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
各構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

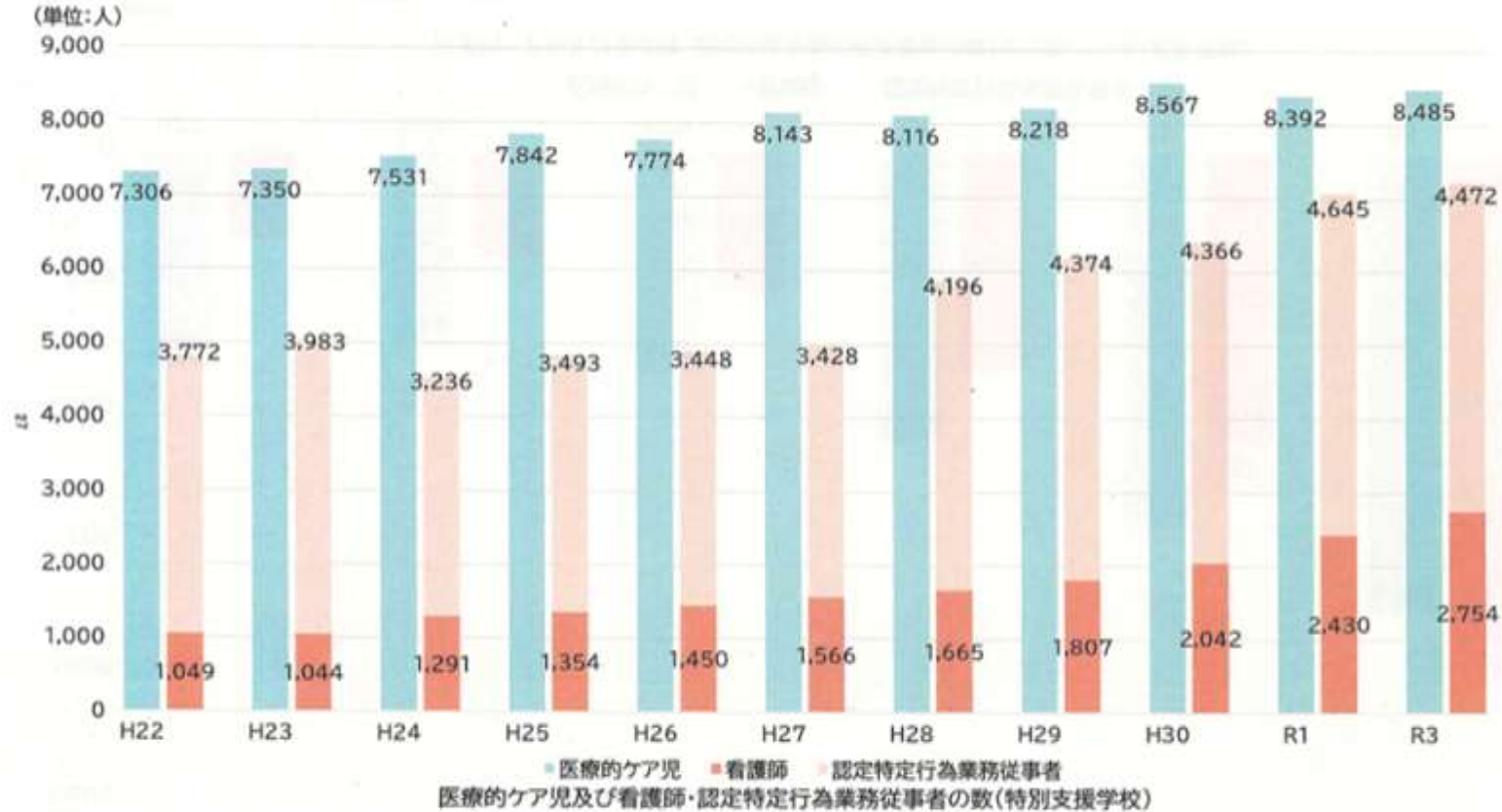
この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第37

文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/20210823-mxt_tokubetu01-000017531_01.pdf

学校で働く看護師の人数

文科省
<https://www.mhlw.go.jp/content/12204500/000995732.pdf>

(参考2-1)特別支援学校における医療的ケアに関する推移



特別支援学校で働く看護師の数

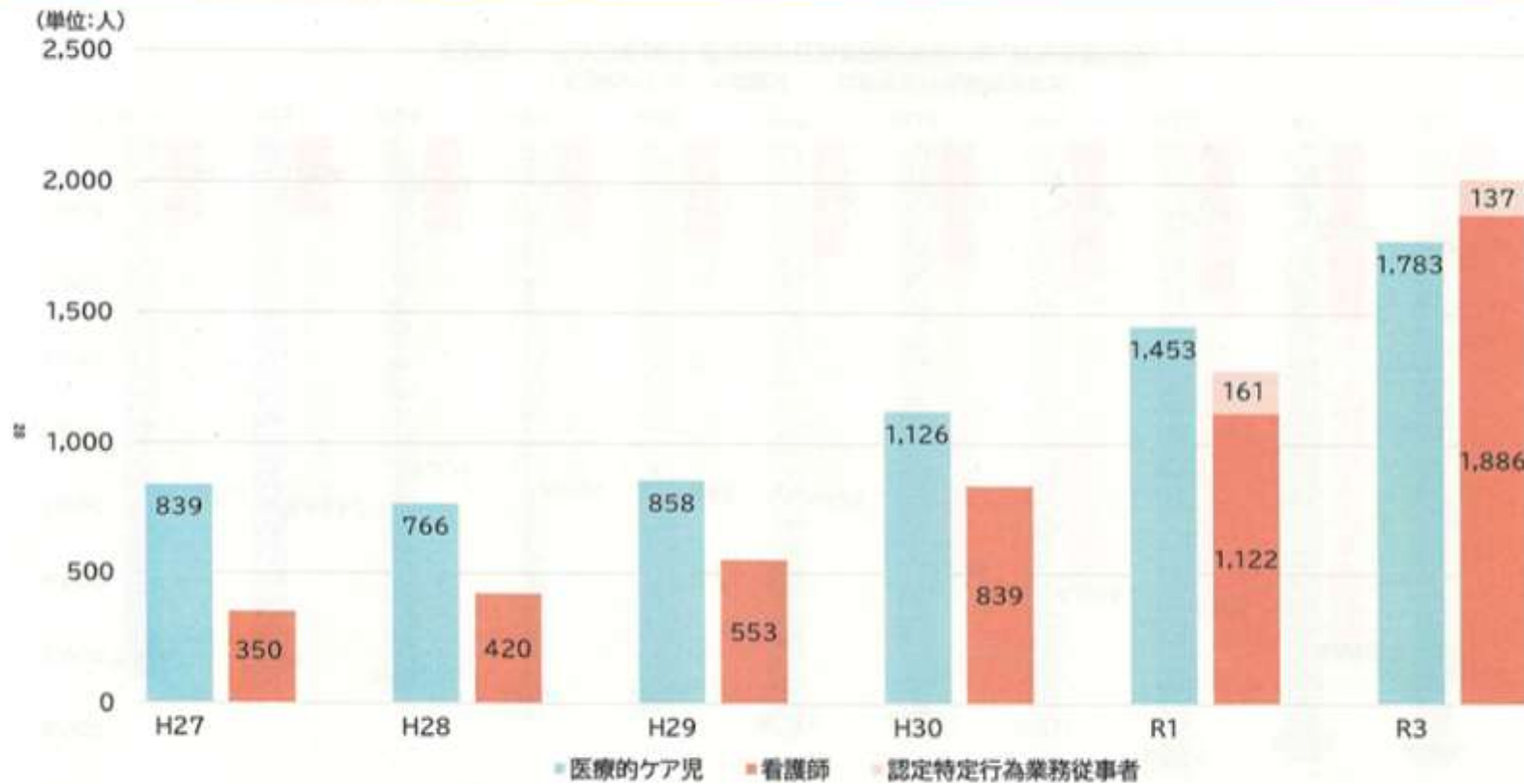
**R3年度は
2754人**

※ 調査対象
 ~H30 : 公立の特別支援学校(H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外)
 R1~ : 国公立の特別支援学校認定特定行為業務従事者の数
 H22、23 : 医療的ケアに関わっている教員数
 H24~ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員数
 (調査期日 H24:10月1日H25~H27:9月1日、H28、H29:年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を含む。))
 ※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

学校で働く看護師の人数

文科省
<https://www.mhlw.go.jp/content/12204500/000995732.pdf>

(参考2-2)幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



医療的ケア児及び看護師・認定特定行為業務従事者の数(幼稚園、小・中・高等学校)

※ 調査対象
H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)
H28, 29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)
H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校
R1, R3 : 国私立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校
※ 認定特定行為業務従事者の数は、R1より調査
※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

幼小中高等学校で働く看護師の数

R3年度は1886人

文部科学省が示す学校看護師の役割

文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm

■ 医療的ケア児のアセスメント

⇒観察内容や保護者・教員からの情報を元にアセスメントをするだけでなく、学校の教育活動や教育目標を理解し、教育活動への参加方法について教員と一緒にアセスメントする事も学校の看護師が行う業務である。

■ 医療的ケア児の健康管理

⇒担任や養護教諭との連携

■ 医療的ケアの実施

■ 主治医、学校医、医療的ケア指導医等関係者との 連絡、報告

⇒医療機関であれば、指示を出した医師に報告するのは当然だが、学校には医師は不在であり、医師への報告については、統一された方法はない。

■ 教員、保護者との情報共有

⇒方法は学校毎に異なる。口頭のみ場合もあればノートを活用する場合もある。入所施設から通学する児童生徒もいるため施設職員との情報共有が必要となる場合もある。

■ (特に特別支援学校の場合) 認定特定行為業務従事者である 教員への指導・助言

■ 医療的ケアの記録、管理、報告

⇒日々の報告先は学校の管理者である学校長である。

■ 必要な医療器具、備品等の管理

⇒日常的なケアに使用する医療物品は個々に保護者が準備する事が多い。

■ 指示書に基づく個別マニュアルの作成

⇒保護者より説明を受けた手技についてをマニュアルにする。

■ 緊急時のマニュアルの作成

⇒緊急時の対応については、看護師のみで作成するのではなく、学校全体で取り組む。

■ ヒアリハット等の事例の蓄積と予防対策

⇒学校では教員とともに子どもの対応をするため、インシデント
アクシデントについても教員の行動と連動する場合もある。

■ 緊急時の対応

⇒看護師のみで対応するものではなく、学校全体で取り組む。

■ 教員全体の理解啓発

⇒医療的ケア児を受け入れる時や、校内研修の際に教員に対して
医学的な助言を行う場合もある。

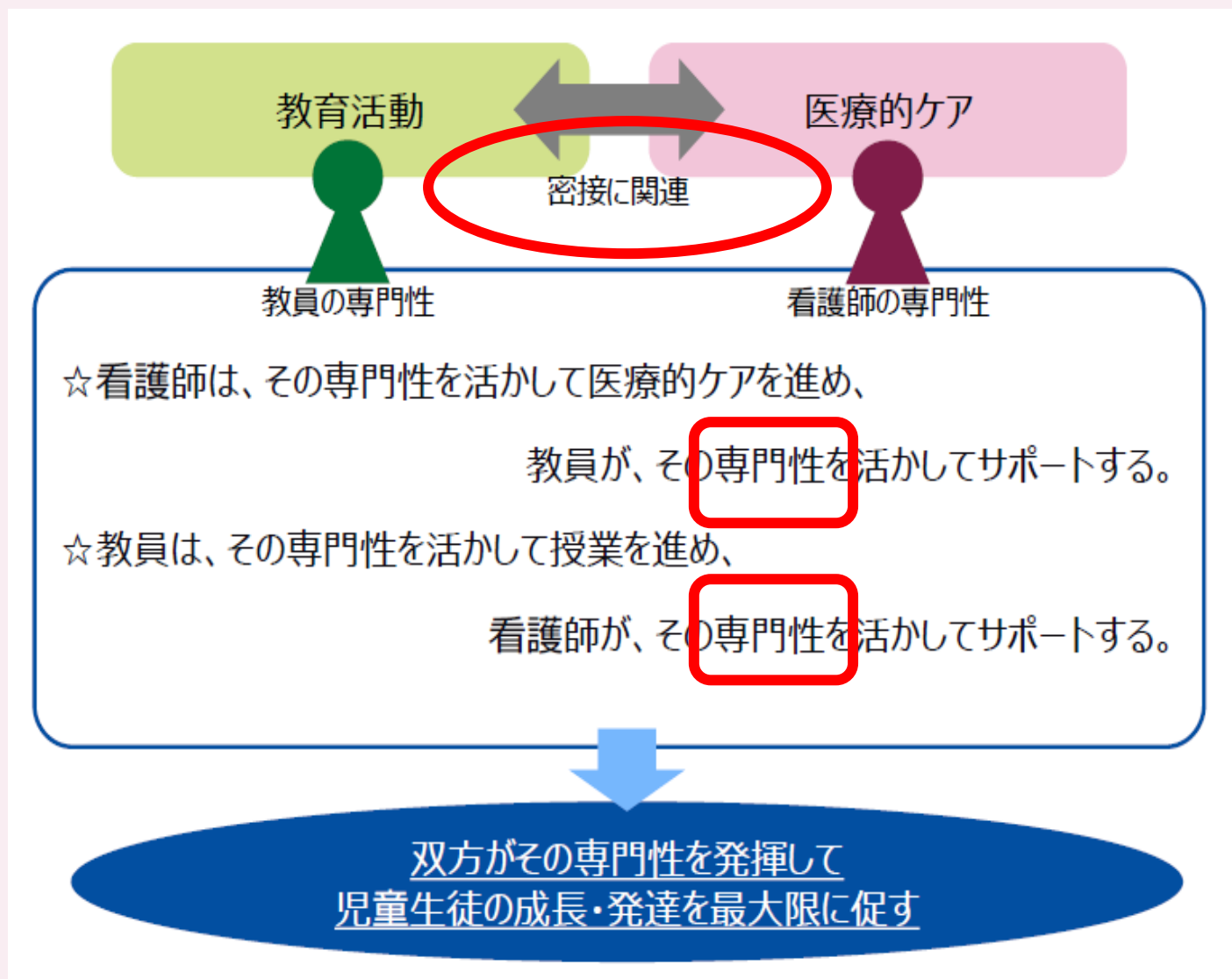
■ (教員として) 自立活動の指導等 (特に特別支援学校の場合)

⇒地域によっては、看護師が自立活動教員の役割も担っている場
合もあるが、担任等が立案する指導計画や教育目標の共有が重要。

指導的な役割を担う看護師については、加えて

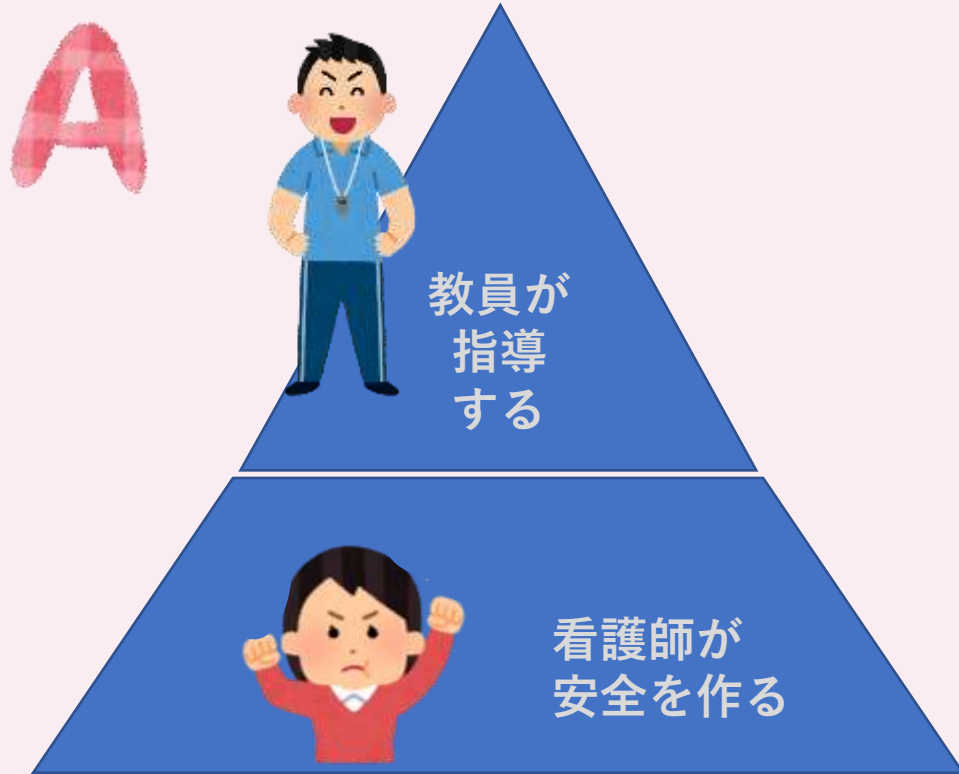
- 外部関係機関との連絡調整
- 看護師等の業務調整
- 看護師等の相談、指導、カンファレンスの開催
- 研修会の企画、運営
- 医療的ケアに関する教員からの相談

文科省は互いの専門性を活かすと書いているが…



公益財団法人日本訪問看護財団作成
「学校における医療的ケア実施対応
マニュアル看護師用」より18ページ

互いの専門性を活かすってどういうイメージ？



看護師の安全確保ができてからでないと指導はじまらない



指導はずっと継続している

互いの専門性を活かすってどういうイメージ？

A



教員が
指導
する

看護師さんの
ゾーンはお任せ
します！



お互いが何をやろうとしているか
イマイチわからない



看護師が
安全を作る

子どもの安全を
守らねば！



互いの専門性を活かすってどういうイメージ？

この子にはこういう体験をさせたいので、それが上手くいくピースを用意して欲しいです

わかりました！
どうすればできるか考えましょう！

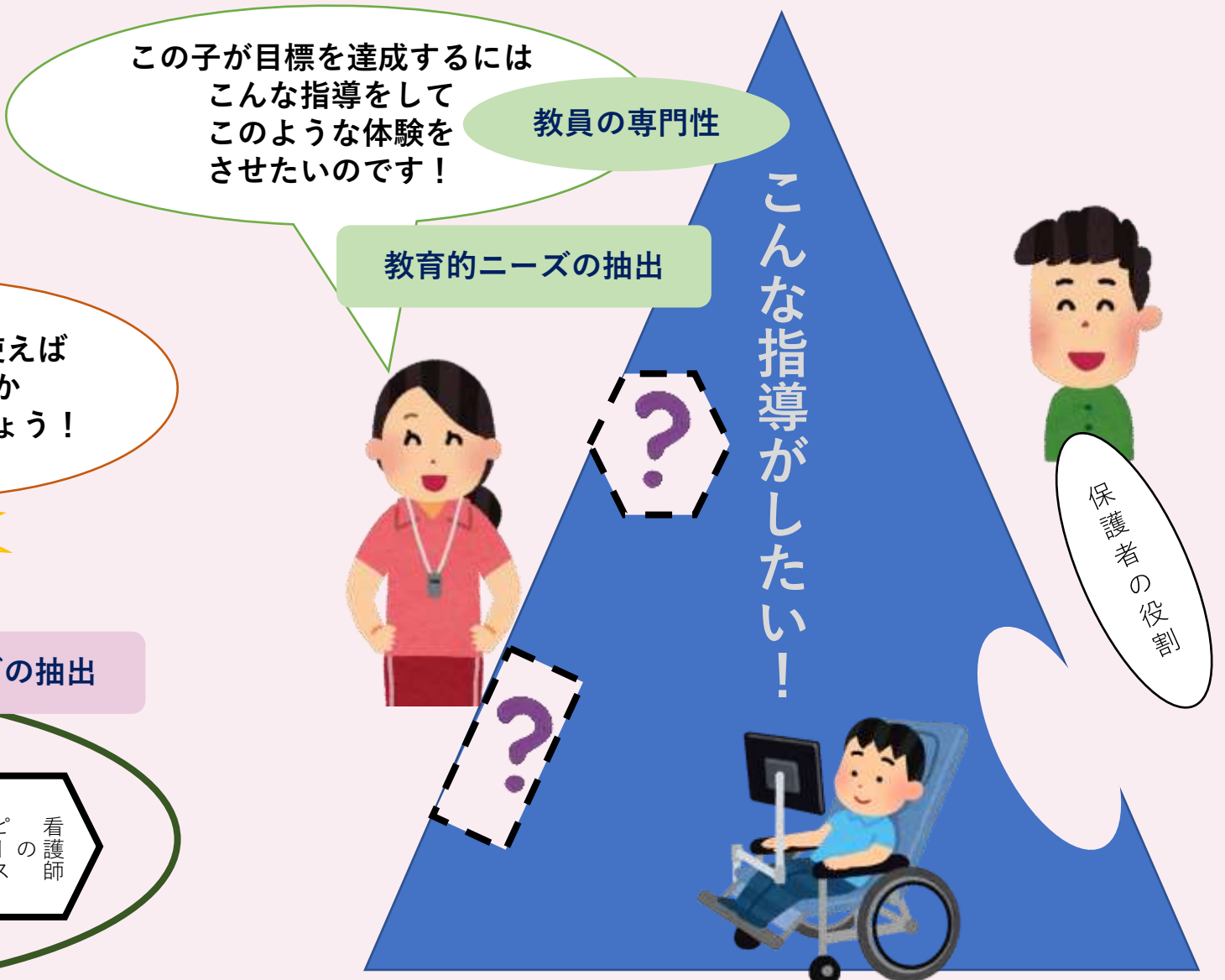
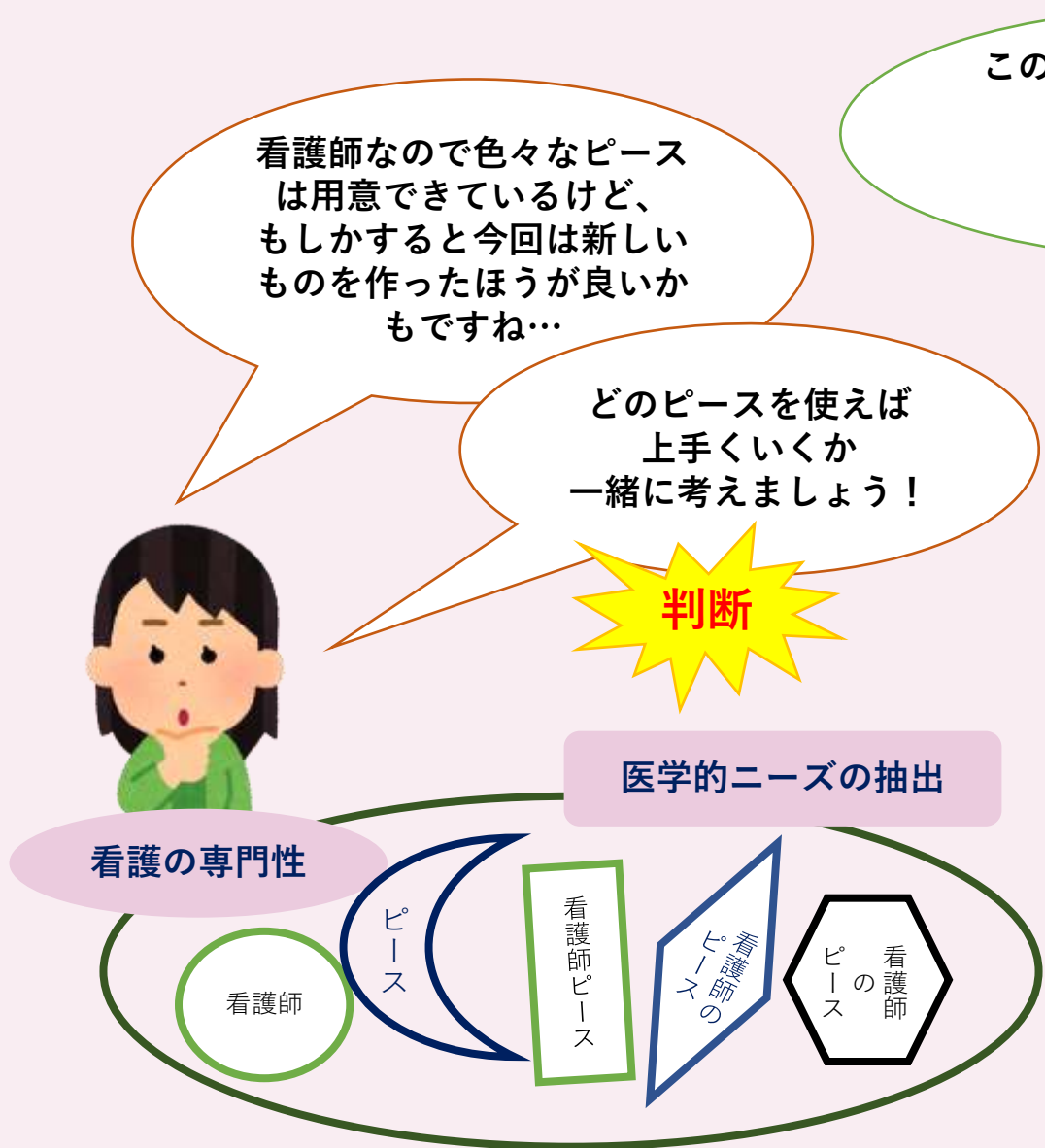
教員の専門性

お互い何をするのかわかっている

看護の専門性



看護師が教育を支えるってどういう事？



「学びの達成度」の評価を共有する

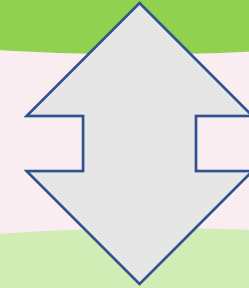
A君スゴイね！大人が先に説明してしまうより、まず子ども同士で話した方がいいですね

子ども同士の関係性を見守っていきましょう！

A君は自分のカニューレの事を他の子に聞かれた時に自分で説明していましたよ



教員が考える評価

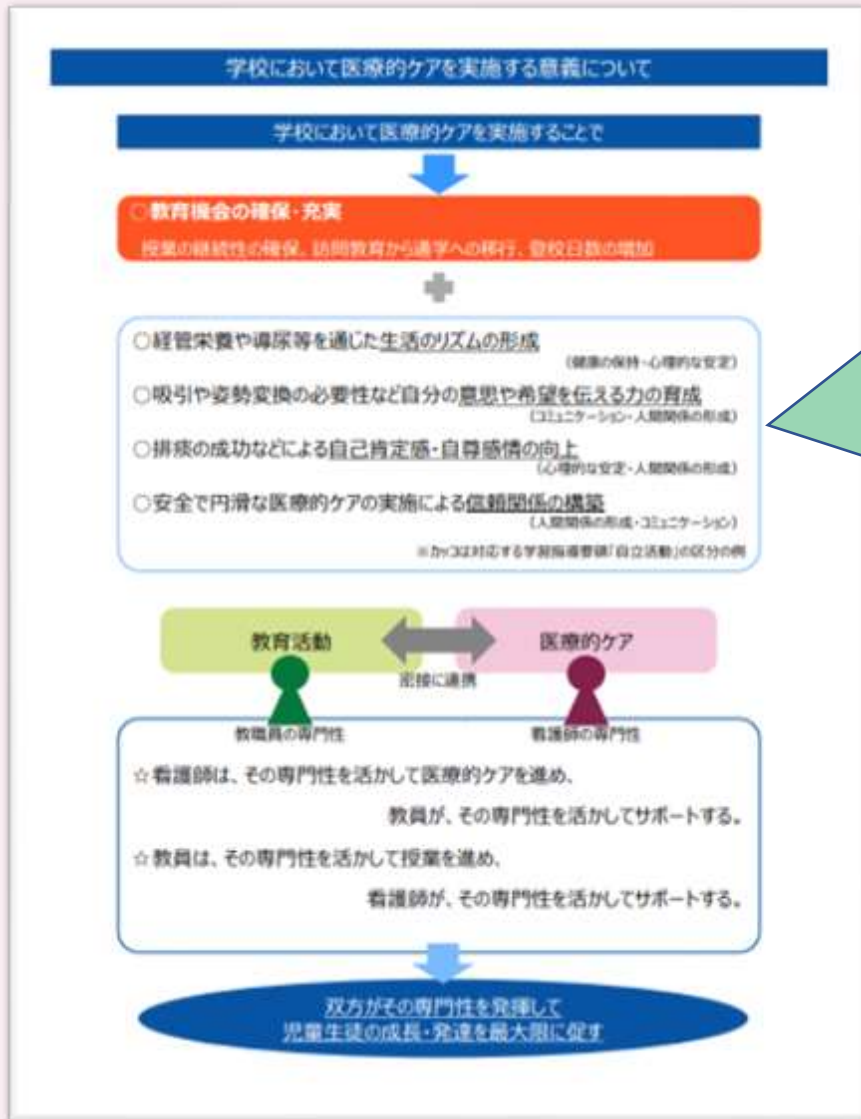


看護師が考える評価

看護目標の達成

学びの達成を通して
看護目標を評価

学校では医療的ケアについても「教員の指導」と捉えます



- 経管栄養や導尿等を通じた生活のリズムの形成 (健康の保持・心理的な安定)
- 吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成 (コミュニケーション・人間関係の形成)
- 排泄の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上 (心理的な安定・人間関係の形成)
- 安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築 (人間関係の形成・コミュニケーション)

※カッコは対応する学習指導要領「自立活動」の区分の例

自立活動に位置付いた
教員の指導

日本訪問看護財団
<https://www.jvnf.or.jp/home/wp-content/uploads/2020/07/caremanual1-1.pdf>

学校で働く看護師の人材育成が課題

中央

指導的な役割を担う
看護師研修会

文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/20220527-mxt_tokubetu01-000023012_09.pdf

指導的な役割を担う
看護師に求められる
研修の全体像（案）

地元へ

地元へ

地元へ

リーダー研修を受けた
看護師が全国で活躍して
いる未来に期待します！

